

「個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」新旧対照表

(下線部分は改正箇所)

改 正 案	現 行
<p>(開示決定等の審査基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 開示請求に係る保有個人情報を監視委員会において保有していない場合又は開示請求の対象が個人情報保護法第124条第2項に該当する場合若しくは同法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合</p> <p>四 開示請求の対象が個人情報保護法第124条第1項に該当する場合又は同法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のもの(訴訟に関する書類等)である場合</p> <p>五 開示請求書に個人情報保護法第77条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人であること(未成年若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。))による開示請求にあっては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類に不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合。ただし、当該不備を補正することができると思われる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。</p> <p>六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(開示決定等の審査基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 開示請求に係る保有個人情報を監視委員会において保有していない場合又は開示請求の対象が個人情報保護法第122条第2項に該当する場合若しくは同法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合</p> <p>四 開示請求の対象が個人情報保護法第122条第1項に該当する場合又は同法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のもの(訴訟に関する書類等)である場合</p> <p>五 開示請求書に個人情報保護法第77条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人(未成年若しくは成年被後見人にあっては本人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。))であることを示す書類に不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合。ただし、当該不備を補正することができると思われる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。</p> <p>六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(部分開示に関する判断基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>一 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。</p> <p>個人情報保護法第78条第1項では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、同法第79第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報が記録されている場合について(個人情報保護法第79条第2項)</p> <p>イ 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、個人情報保護法第78条第1項第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、同法第79条第1項の規定により開示することになる。</p>	<p>(部分開示に関する判断基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>一 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。</p> <p>個人情報保護法第78条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、同法第79条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合について(個人情報保護法第79条第2項)</p> <p>イ 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、個人情報保護法第78条第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、同法第79条第1項の規定により開示することになる。</p>

改 正 案	現 行
<p>ただし、同項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。</p> <p>□ (略)</p> <p>(訂正決定等の審査基準)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 個人情報保護法第93条第2項の規定に基づく訂正しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>一 保有個人情報の訂正に関して<u>個人情報保護法以外の法令</u>の規定により特別の手続が定められている場合</p> <p>二～七 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用停止決定等の審査基準)</p> <p>第8条 個人情報保護法第101条第1項の規定に基づく利用停止をする旨の決定は、請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。</p> <p>二 <u>個人情報保護法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合</u></p> <p>「<u>個人情報保護法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合</u>」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、個人情報保護</p>	<p>ただし、同項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。</p> <p>□ (略)</p> <p>(訂正決定等の審査基準)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 個人情報保護法第93条第2項の規定に基づく訂正しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>一 保有個人情報の訂正に関して<u>法以外の法律又は当該法律に基づく命令</u>の規定により特別の手続が定められている場合</p> <p>二～七 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用停止決定等の審査基準)</p> <p>第8条 個人情報保護法第101条第1項の規定に基づく利用停止をする旨の決定は、請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>は、偽りその他不正の手段により取得した場合をいう。</u></p> <p><u>なお、不正の手段により個人情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供しよう強要し、これを取得する場合等が考えられる。</u></p> <p><u>四 個人情報保護法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合</u></p> <p><u>「個人情報保護法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。</u></p> <p><u>五 保有個人情報が個人情報保護法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合</u></p> <p><u>「個人情報保護法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合」とは、個人情報保護法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。</u></p> <p><u>六 個人情報保護法第71条第1項の規定に違反して提供されている場合</u></p> <p><u>「個人情報保護法第71条第1項の規定に違反して提供されている場合」とは、同条の規定に違反して、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供されている場合をいう。</u></p> <p>なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする</p>

改 正 案	現 行
<p>る。</p> <p>また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報 の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する 観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人 情報を消去するまでの必要はない。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>る。</p> <p>また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人 情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保す る観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人 情報を消去するまでの必要はない。</p> <p>一 <u>適法に取得されたものでない場合</u> <u>「適法に取得されたものでない場合」とは、暴行、脅迫等の手段に より取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反し て取得した場合等をいう。</u></p> <p>二 <u>個人情報保護法第61条第2項の規定に違反して保有されてい る場合</u> <u>「個人情報保護法第61条第2項の規定に違反して保有されている 場合」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超え て個人情報を保有している場合をいう。また、同条第3項に違反して、 当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲 を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。</u></p> <p>三 <u>個人情報保護法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利 用されている場合</u> <u>「個人情報保護法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用 されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目 的で保有個人情報を利用している場合をいう。</u></p> <p>四 <u>保有個人情報が個人情報保護法第69条第1項及び第2項の規 定に違反して提供されている場合</u> <u>「個人情報保護法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供</u></p>

改 正 案	現 行
<p>2 個人情報保護法第101条第2項の規定に基づく利用停止しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>一 保有個人情報の利用停止に関して<u>個人情報保護法以外の法令の規定により特別の手続が定められている場合</u> (削る)</p> <p>二 個人情報保護法第98条第1項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合</p> <p>三 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた利用停止請求でない場合</p> <p>四 利用停止請求書に個人情報保護法第99条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(同法第98条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。)を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。</p> <p>五 利用停止請求に理由があると認められない場合</p> <p>六 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合</p>	<p><u>されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。</u></p> <p>2 個人情報保護法第101条第2項の規定に基づく利用停止しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>一 保有個人情報の利用停止に関して<u>法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手続が定められている場合</u></p> <p>二 <u>個人情報保護法第90条第1項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合</u></p> <p>三 個人情報保護法第98条第1項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合</p> <p>四 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた利用停止請求でない場合</p> <p>五 利用停止請求書に個人情報保護法第99条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(同法第98条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。)を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。</p> <p>六 利用停止請求に理由があると認められない場合</p> <p>七 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合</p>

改 正 案	現 行
<p>別添 保有個人情報の不開示情報該当性に関する基準</p> <p>1 開示請求者に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第1項第1号</u>）についての判断基準</p> <p>個人情報保護法第78条第1項第1号が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。</p> <p>2 開示請求者以外の個人に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第1項第2号</u>）についての判断基準</p> <p>(1) 開示請求者以外の個人に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第1項第2号本文</u>）について</p> <p>ア 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、<u>個人情報保護法第78条第1項第3号の規定により判断する。</u></p> <p>イ 「その他の記述等」とは、<u>文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人情報保護法第2条第2項に規定する個人識別符号を除く。）をいう。</u></p> <p>ウ・エ （略）</p> <p>(2) 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等（<u>個人情報保護法第78条第1項第2号イ</u>）について</p>	<p>別添 保有個人情報の不開示情報該当性に関する基準</p> <p>1 開示請求者に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第1号</u>）についての判断基準</p> <p>個人情報保護法第78条第1号が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。</p> <p>2 開示請求者以外の個人に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第2号</u>）についての判断基準</p> <p>(1) 開示請求者以外の個人に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第2号本文</u>）について</p> <p>ア 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、<u>個人情報保護法第78条第3号の規定により判断する。</u></p> <p>イ 「その他の記述等」とは、<u>氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいい、映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて含まれる。</u></p> <p>ウ・エ （略）</p> <p>(2) 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等（<u>個人情報保護法第78条第2号イ</u>）について</p>

改 正 案	現 行
<p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報(個人情報保護法第78条第1項第2号ロ)について</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。</p> <p>この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。</p> <p>(4) 公務員等の職務の遂行に関する情報(個人情報保護法第78条第1項第2号ハ)について</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、個人情報保護法第78条第1項第2号イに該当する場合には開示する。</p> <p>例えば、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関等により作成</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報(個人情報保護法第78条第2号ロ)について</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。</p> <p>この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。</p> <p>(4) 公務員等の職務の遂行に関する情報(個人情報保護法第78条第2号ハ)について</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、個人情報保護法第78条第2号イに該当する場合には開示する。</p> <p>例えば、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関等により作成</p>

改正案	現行
<p>され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合等は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。</p> <p>3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第1項第3号</u>）についての判断基準</p> <p>(1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第1項第3号本文</u>）について</p> <p>ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の<u>会社法上の会社</u>、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、<u>個人情報保護法第78条第1項第3号</u>の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、<u>同項第7号</u>の規定に基づき判断する。</p> <p>イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、<u>個人情報保護法第78条第1項第2号</u>の不開示情報に当たるかどうかを検討する必要がある。</p>	<p>され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合等は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。</p> <p>3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第3号</u>）についての判断基準</p> <p>(1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第3号本文</u>）について</p> <p>ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の<u>商法上の会社</u>、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、<u>個人情報保護法第78条第3号</u>の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、<u>同条第7号</u>の規定に基づき判断する。</p> <p>イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、<u>個人情報保護法第78条第2号</u>の不開示情報に当たるかどうかを検討する必要がある。</p>

改 正 案	現 行
<p>ウ (略)</p> <p>(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報(個人情報保護法第78条第1項第3号ただし書)について</p> <p>当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は個人情報保護法第78条第1項第3号の不開示情報に該当しない。現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。</p> <p>なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。</p> <p>(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ(個人情報保護法第78条第1項第3号イ)について</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(4) 任意に提供された情報(個人情報保護法第78条第1項第3号ロ)について</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を</p>	<p>ウ (略)</p> <p>(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報(個人情報保護法第78条第3号ただし書)について</p> <p>当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は個人情報保護法第78条第3号の不開示情報に該当しない。現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。</p> <p>なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。</p> <p>(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ(個人情報保護法第78条第3号イ)について</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(4) 任意に提供された情報(個人情報保護法第78条第3号ロ)について</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を</p>

改 正 案	現 行
<p>考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、個人情報保護法第78条第1項第3号口には該当しない。</p> <p>4 国の安全等に関する情報（個人情報保護法第78条第1項第4号）についての判断基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これらに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報は、個人情報保護法第78条第1項第4号に該当する。</p> <p>(3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は</p>	<p>考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、個人情報保護法第78条第3号口には該当しない。</p> <p>4 国の安全等に関する情報（個人情報保護法第78条第4号）についての判断基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これらに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報は、個人情報保護法第78条第4号に該当する。</p> <p>(3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は</p>

改 正 案	現 行
<p>将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報は、<u>個人情報保護法第78条第1項第4号</u>に該当する。</p> <p>5 公共の安全等に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第1項第5号</u>）についての判断基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第1編第2章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することによりこれら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、<u>個人情報保護法第78条第1項第5号</u>に該当する。</p> <p>(4) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った</p>	<p>将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報は、<u>個人情報保護法第78条第4号</u>に該当する。</p> <p>5 公共の安全等に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第5号</u>）についての判断基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第1編第2章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することによりこれら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、<u>個人情報保護法第78条第5号</u>に該当する。</p> <p>(4) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った</p>

改正案	現行
<p>団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、個人情報保護法第78条第1項第5号に該当する。</p> <p>また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムに対する不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、同号に該当する。</p> <p>一方、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、<u>同項</u>第7号の規定により判断する。</p> <p>6 審議、検討等に関する情報（個人情報保護法第78条第1項第6号）についての判断基準</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、個人情報保護法第78条第1項第6号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。</p> <p>ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定</p>	<p>団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、個人情報保護法第78条第5号に該当する。</p> <p>また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムに対する不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、同号に該当する。</p> <p>一方、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、<u>同条</u>第7号の規定により判断する。</p> <p>6 審議、検討等に関する情報（個人情報保護法第78条第6号）についての判断基準</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、個人情報保護法第78条第6号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。</p> <p>ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定</p>

改正案	現行
<p>が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して同号に該当するかどうか判断する必要がある。</p> <p>また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が開示されることにより、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、同号に該当する。</p> <p>7 事務又は事業に関する情報（個人情報保護法第78条第1項第7号）についての判断基準</p> <p>(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>(2) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（個人情報保護法第78条第1項第7号ハ）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものが</p>	<p>が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して同号に該当するかどうか判断する必要がある。</p> <p>また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が開示されることにより、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、同号に該当する。</p> <p>7 事務又は事業に関する情報（個人情報保護法第78条第7号）についての判断基準</p> <p>(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（個人情報保護法第78条第7号本文）</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>(2) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（個人情報保護法第78条第7号ハ）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものが</p>

改正案	現行
<p>あり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、個人情報保護法第78条第1項第7号ハに該当する。</p> <p>(3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(個人情報保護法第78条第1項第7号ニ)</p> <p>国の機関等が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。</p> <p>(4) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(個人情報保護法第78条第1項第7号ホ)</p> <p>国の機関等が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。</p>	<p>あり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、個人情報保護法第78条第7号ハに該当する。</p> <p>(3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(個人情報保護法第78条第7号ニ)</p> <p>国の機関等が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。</p> <p>(4) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(個人情報保護法第78条第7号ホ)</p> <p>国の機関等が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(5) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(個人情報保護法第78条第1項第7号へ)</p> <p>国の機関等が行う人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。)に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。</p> <p>(6) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(個人情報保護法第78条第1項第7号ト)</p> <p>独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は、個人情報保護法第78条第1項第3号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。</p>	<p>(5) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(個人情報保護法第78条第7号へ)</p> <p>国の機関等が行う人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。)に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。</p> <p>(6) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(個人情報保護法第78条第7号ト)</p> <p>独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は、個人情報保護法第78条第3号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。</p>

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。